

## 第3編 宅地造成技術基準～設計編～

# 第1章 総則

## 1 目的

この基準は、宅地造成等規制法（以下「法」といいます。）の規定に基づく宅地造成に関する工事に設計について、具体的な基準を定めることにより、宅地造成に関する工事の許可が円滑に施行されることを目的とする。

この基準は、横浜市行政手続条例に則り、法第9条第1項でいう「政令で定める技術的基準」を具体化することにより、申請及び審査が円滑に行われることを目的としています。

なお、本基準は、単なる許可の基準であるばかりではなく、法第13条（工事完了の検査）の適合判断の基準及び法第16条（宅地の保全）の履行確認の指標ともなっています。

## 2 適用範囲

この基準は、法第8条及び第12条の規定に基づく許可（法第11条の規定に基づく協議を含む。以下同じ。）を要するものに適用する。

本市では、宅地造成工事規制区域の内外を問わず、都市計画法による開発行為の許可等についても、都市計画法第33条第1項第7号に関する基準で、この基準の適用を受けることとしています。

## 3 適用の原則

宅地造成に関する工事の許可は、法第9条に規定する基準のほか、この基準によるものとする

この基準は、法第9条の趣旨に則り、政令で定める技術的基準と一体的に運用されるものです。

## 4 基本事項

宅地造成に関する工事に当たっては、地盤調査を行うものとする。

宅地造成に関する工事に設計（造成計画）は、円滑に工事を進めるために、申請区域内及び申請区域周辺の現地における事前調査に基づき、施工方法等を考慮して行わなければなりません。

「地盤調査」としては、主として宅地造成が行われる土地の地層、土質、地下水位、地盤の支持力・水平反力・沈下量などを調べるために行うボーリング調査等の原位置調査が挙げられます。これに対し、「土質試験」は、主として設計計算等に用いる土質諸定数を求めるために現地で採取した乱さない試料を用いて行う三軸圧縮試験等の物理試験のことをいいます。

なお、地盤調査は、造成計画の検討断面などにより、勾配、土質等が最も不利な条件下にある部分について行ってください。